

一般財団法人 西宮市都市整備公社

○自動車駐車場における引取りのない車両の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は一般財団法人西宮市都市整備公社自動車駐車場の設置並びに管理に関する規程第15条により、自動車駐車場における引取りのない車両の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者は、この要綱を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(駐車場の利用期間)

第3条 公共駐車場の1回の利用(定期駐車券による利用を除く。)は、入庫した日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、理事長の判断によりこれを延長することができる。

(引取りの請求)

第4条 公共駐車場利用者(定期駐車券による利用を除く。)が予め理事長への届出を行うことなく前条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、公共駐車場の定期駐車券利用者が定期駐車期間が終了した日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合又は月極駐車場の利用者が契約の解約若しくは解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、理事長はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、理事長が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引取ることができないとき又は理事長の過失なくして利用者を確認することができないときは理事長は車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により理事長が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、理事長に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、理事長が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 理事長は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第5条 理事長は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第6条 理事長は、第4条第1項の場合において、管理上支障があるときは、車両を他の場所に移動することができる。なお、その際にかかる費用については、利用者が負担するものとし、あわせて利用者に対し違約金を請求できるものとする。

(車両の処分)

第7条 理事長は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は理事長の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であつて、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、車両の廃棄その他の処分をすることができる。なお、その際にかかる費用については、利用者が負担するものとし、あわせて利用者に対し違約金を請求できるものとする。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。